

大学発スタートアップ創出支援事業
大学等公募要項

令和5年11月



スタートアップ・国際金融都市戦略室

戦略推進部スタートアップ推進課

目次

1. はじめに・事業の目的	3
2. 事業概要	3
3. 本事業の対象となる大学等	4
4. 本事業が提供する支援	6
5. 大学等の役割	9
6. 協定期間	9
7. KPI の設定・評価について	9
8. 応募方法	11
9. 審査の流れ	12
10. 留意事項	13
11. 申込・問い合わせ先	14

1. はじめに・事業の目的

東京都では、次代の産業の担い手であり、イノベーションを通じて社会に新たな価値を提供するスタートアップへの支援を実施しています。

起業の裾野を拡大し、多くの起業家を生み出すためには、挑戦を促す資金が必要不可欠です。しかし、日本では初動期におけるリスクマネーの供給が不十分であり、起業を目指す者が二の足を踏む傾向にあります。また、東京の強みの一つとして、知の拠点である大学が集積していることが挙げられますが、さらなる大学発スタートアップ創出のためには、より多くの大学でエコシステムを整備し、学内に眠る研究シーズやアイデア（以下、「シーズ」といいます。）の事業化に向けた取組を推進していくことが必要です。

こうした現状を踏まえ、大学発スタートアップ創出支援事業（以下、「本事業」といいます。）では、大学内の研究者等の起業に向けた支援を行う、または行う意思のある大学や大学 VC 等に対し、東京都がコーディネーターと連携しながら、伴走支援及び経費支援を行います。そうした支援を通じ、シーズを活用した起業を大学等が主体的に進めることのできる環境を整備し、また、実際にシーズの事業化に向けた具体的な取組を促進していくことを目指します。本公募要項は、本事業の目的や趣旨を理解し、東京都及びコーディネーターの支援を受けながら、大学発スタートアップ創出に向けた取組を行う大学等を募集するものです。

2. 事業概要

本事業は、次のような流れで実施します。

(1) コーディネーターの公募・審査・協定締結【東京都】

応募があった事業者の提案を東京都が審査会で審査し、1者を選出した上で協定を締結しました。コーディネーターの詳細は、「11. 申込・問い合わせ先」を参照してください。

(2) 大学等の公募・審査【東京都・コーディネーター】

本公募要項に基づき、大学発スタートアップ創出に向けた取組を行う大学等を募集します。東京都及びコーディネーターは、応募があった提案を審査し、支援対象となる大学等を選定します。

(3) 大学等との協定締結【東京都・大学等】

選定された大学等と東京都の間で協定を締結します。協定の詳細は、別紙1「大学発スタートアップ創出支援事業」に係る協定書（案）を参照してください。

(4) 伴走支援の実施【コーディネーター】

コーディネーターは、大学等に対し、アクセラレータープログラムの紹介などのサポートを提供します。

(5) 学内における支援体制の構築やシーズの事業化支援に向けた取組【大学等】

大学等は、(4)の支援を受けながら、シーズの事業化を目指す研究者等へのサポ

ート体制を構築するとともに、研究者等の取組を後押ししていきます。

(6) 実績報告【大学等】

大学等は、研究者等に対して提供した支援内容や、研究者等の取組の実績を取りまとめ、東京都に対して報告してください。

(7) KPI 評価委員会における実績審査【東京都・コーディネーター】

(6) で提出された実績報告を、外部有識者等で構成する KPI 評価委員会で審査します。

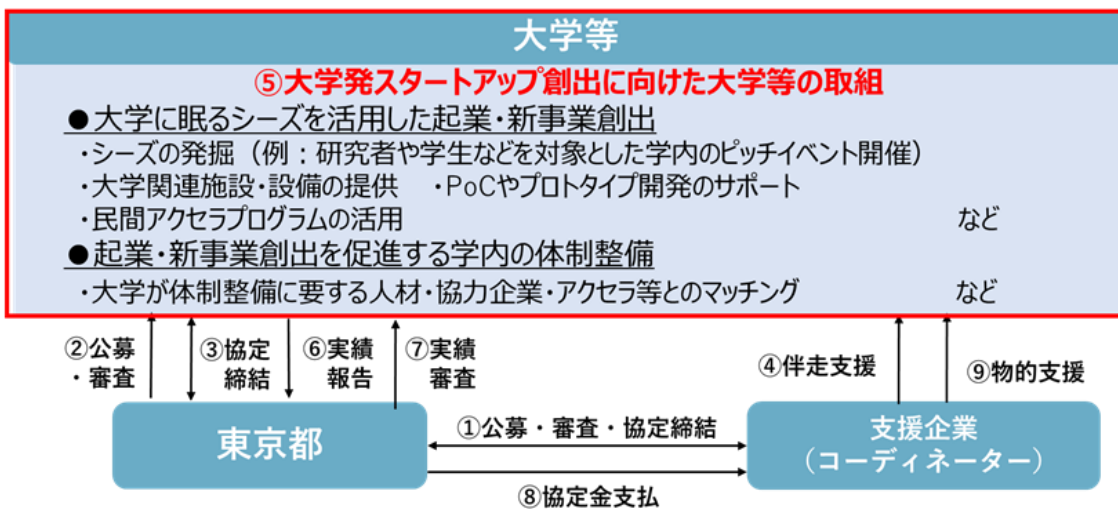
(8) 協定金支払【東京都】

(7) で実施された KPI 評価委員会の審査結果に基づき、東京都からコーディネーターへ協定金を支払います。

(9) 物的支援の実施【コーディネーター】

資金面のサポートとして、KPI 評価委員会の審査結果に基づき確定した金額を大学等へ支払います。

【事業スキーム図】 ※赤枠が今回の募集に係る部分となります



3. 本事業の対象となる大学等

(1) 大学等の定義

本事業において東京都と協定を締結する大学等は、以下の (ア) から (ウ) までとします。

(ア) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学及び高等専門学校、同法第 83 条の 2 に規定する専門職大学、同法第 97 条に規定する大学院、同法第 99 条第 2 項に規定する専門職大学院及び同法第 108 条第 3 項に規定する短期大学で、都内に研究拠点 (学部、研究科、研究施設その他これに

類するもの)を有するもの。

(イ) (ア) に定めるものが出資等を行い設立された外部組織 (大学 VC や TLO 等)。

(ウ) (ア) に定めるものと連携して本事業に取り組む事業者 (民間アクセラレーターなど)。

なお、(イ) または (ウ) に定める者の場合は、単独での応募は認めず、必ず (ア) に定める者と共同で応募する必要があります。また、(イ) または (ウ) に定める者の場合は、以下に該当する者でなければなりません。

・日本国内で事業活動を行い、次のいずれかに該当すること。

- ①株式会社、持分会社 (合名会社、合資会社、合同会社)、監査法人、弁護士法人等のいわゆる士業に係る営利法人
- ②特定非営利活動法人、一般財団法人、一般社団法人
- ③その他東京都が認める者

(2) 大学等の要件

以下の (ア) 及び (イ) の要件を満たす者を応募対象とします。

(ア) 次のいずれにも該当していないこと。協定締結後、次のいずれかに該当することとなった場合には、本事業による支援を受けることができなくなります。

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。
- ②法人事業税等を滞納している者。
- ③大学等の所属・関連する法人その他団体又はその代表者、役員、使用人、従業員若しくは構成員に、暴力団 (東京都暴力団排除条例 (平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等 (暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。) が含まれている者。また、本事業の支援を受けて実施する事項に、暴力団、暴力団員等が介入していること。
- ④都道府県、区市町村、公益法人等が実施する補助事業や助成事業において、不正等の事故を起こしたことがある者。

(イ) 機密情報の取扱いについて、適切な手段・方法で保護できる体制を有していること。

(3) 支援対象数等

- ・本事業で東京都と協定を締結する大学等は、10 校程度を予定しています。
- ・大学や民間アクセラが共同で応募する、複数の大学が共同で応募する等、グループでの応募があった場合には、まとめて 1 校 (1 件) としてカウントします。
- ・グループで応募する場合は、代表者を決め、代表者が応募してください。その場合も協定は、グループを構成する全ての者と締結します。
- ・(1) (ア) に定める者が応募可能な件数は 1 件までです。

4. 本事業が提供する支援

(1) 支援タイプの設定及び支援対象となる取組

- ・本事業では以下の2つの支援タイプを設定します。応募時に希望する支援タイプを選択してください。なお、どちらのタイプを選択したとしても、各タイプで想定している取組を併用することが可能です。
- ・本事業は、大学発スタートアップを創出する大学等の取組を支援することを目的としています。タイプI及びタイプIIのいずれにおいても、学生等に対するアントレプレナーシップの育成を目的とした取組や、既存企業への技術移転を前提とした取組は支援対象とはなりませんので、ご注意ください。

(ア) タイプI 事業化促進型（募集数：7校程度）

- ・学内に眠るシーズを活用した新事業の創出に向けた支援を実施します。
- ・大学等は学内における有望なシーズの発掘及び支援に努めてください。応募の段階では支援対象とするシーズが特定されている必要はありませんが、学内においてどのようなシーズを発掘し、対象とするかの方向性（イメージ）を応募書類に記載してください。
- ・学術研究ではなく、事業化（シーズを商業化し、経済的な価値を創出すること）を目指すものが対象となります。また、営利を目的としない事業は原則として対象外となります。
- ・事業化の分野については不問です。東京都が協定を締結する大学等に籍を置いている方（研究者・職員だけではなく学生も含まれます。）が主体となって進める事業化であれば、ディープテック領域だけではなく、ソーシャルアントレプレナー（社会起業家）なども対象となります。
- ・支援対象とするシーズは、事業化以前であれば、会社設立後でも構いません。
- ・タイプIでは主に以下のような取組に対して支援することを想定しています。

区分	主な取組
事業化促進型	技術実証、市場調査、プロトタイプ開発、知財申請・管理、法人設立、大学関連施設・設備の提供、アクセラレータープログラムの提供、共同経営者や事業会社・VC・金融機関・先輩起業家等とのマッチング機会の提供 など

(イ) タイプII 環境構築型（募集数：3校程度）

- ・大学等のシーズを活用した起業・新事業創出を促進する学内の仕組みづくり・体制整備等を支援します。
- ・起業支援を担うことができる人材を任期の定めがない教職員として採用するなど、本事業の終了後も、本事業を通じて整備した体制を維持していくことができるよう努めてください。

・タイプIIでは主に以下のような取組に対して支援することを想定しています。

区分	主な取組
環境構築型	起業に関する相談体制の整備、TLO や URA の設置、知財戦略立案、起業に関連する学内の規程整備、アクセラレータープログラムの提供開始

(2) 物的支援

(1) で述べた支援タイプごとに、大学等の取組に対して、コーディネーターを経由して物的支援を提供します（東京都から大学等に対する直接的な経費支援は行いません）。物的支援は、応募時に提出いただく KPI の達成状況を各年度末に外部委員で構成する評価委員会で評価したうえで金額を決定し、支払いを行います。

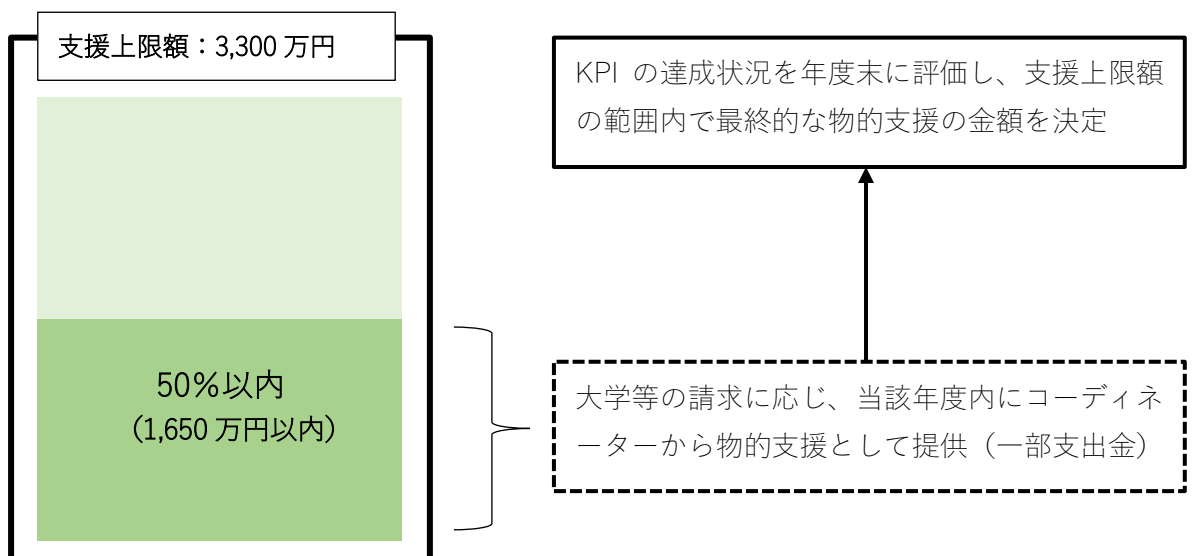
ただし、各大学等に割り当てられる支援上限額の 50%までは、大学等において支出があった経費の実費分を、コーディネーターからの物的支援として提供しますので、必要に応じてコーディネーターに対して請求してください。その請求に基づき、コーディネーターから提供された物的支援を「一部支出金」といいます。各大学等は一部支出金の請求時期を計画し、支援が開始される段階でコーディネーターとその時期を予め調整いただきます。大学等からコーディネーターに請求があってから概ね 1 か月程度での支払いを想定していますが、各大学等からの請求が重複した場合には、この限りではありません。

支援上限額は、10 大学等の合計で令和 5 年度 2 億 9,700 万円、令和 6 年度 6 億 9,300 万円（予定）で、1 大学等あたりの各年度の上限額の目途（税込）は以下のとおりです。

【令和 5 年度】事業化促進型：3,300 万円、環境構築型：2,200 万円

【令和 6 年度】事業化促進型：7,700 万円、環境構築型：5,115 万円

【物的支援のイメージ（例）】



KPI の設定、評価及び物的支援の金額の決定に関する詳細は、「7. KPI の設定・評価について」を参照してください。

(ア) 物的支援の対象となる経費

原則として、大学等が立てた計画を達成するために必要な経費であれば、以下(イ)に記載の項目を除き、幅広く物的支援の対象となります。主な支援内容は別紙2「物的支援の対象となる主な項目一覧」のとおりです。物的支援の対象となる経費を支出する場合には、見積書、契約書、請求書、振込控、領収書等の証拠書類や、帳簿類を整えておくようにしてください。コーディネーターに対する物的支援の請求時や、後述する KPI 評価委員会の際などに提出していただきます。

(イ) 物的支援の対象とならない経費

①既に雇用している者に係る人件費

ただし、既に雇用している者が本事業実施に伴い新たな業務を担うこととなった場合等は、対象となる可能性があります。

②取得価額が 50 万円以上の備品

本事業の実施に必要な備品については、極力リースやレンタルを活用してください。

③リース・レンタルについて協定期間外の期間に係る経費

④建物等施設に関する経費

⑤その他大学等が計画を達成するために必要な経費として適正でないと東京都が判断するもの

(3) 伴走支援

コーディネーターが大学等に対して提供する伴走支援の内容は以下のとおりです。

(ア) 相談窓口の設置

大学等のおかれた状況・本事業で取り組む課題の聞き取り、情報整理や助言を行い、大学等の KPI 達成に向けた支援を提供します。

(イ) 専門家等の紹介

各領域に知見・実績を有する外部の専門家等をアドバイザーとして適切に紹介するなど、大学等の抱える課題の解決を多角的に支援します。

(ウ) ネットワーキング

他の大学等との情報交換の機会を提供するとともに、KPI の達成に向けて必要な事業パートナー（協力企業、アクセラ等）を紹介します。

コーディネーターによる伴走支援は、以上で述べた項目に限られます。コーディネーターから上記項目以外のサポートを受ける場合は、費用が発生する可能性がありますので、事前に十分に確認してください。その際発生する費用も原則として物的支援

の対象となります。

5. 大学等の役割

大学等には、東京都と締結する協定に基づき、以下に記載する各項目を実施していただきます。

(1) 実施計画の確定

応募時に提出いただく計画書について、審査の際の指摘事項を反映するとともに、東京都やコーディネーターとも協議をした上で必要な修正を加えてください。修正後の実施計画を東京都及びコーディネーターに提出していただきます。

(2) KPI 達成に向けた事業実施及び進捗管理

(1) で定めた実施計画に基づき、応募時に設定した KPI の達成に向け、本事業の支援を活用しながら、取組を進めてください。民間事業者が代表となっている場合も、「3. (1) ア」に定める者が組織として主体的に取り組むよう、グループ内で適切な連携をとりながら事業を進めてください。

(3) 実績報告

少なくとも四半期に1度（令和5年度は年度末のみ）、当該事業期間の事業の進捗状況について、東京都及びコーディネーターに報告を行っていただきます。加えて、四半期の報告以外に東京都またはコーディネーターが臨時で事業の進捗報告を求めた場合は、それに従う必要があります。

(4) KPI 評価委員会への対応

各年度末に開催する KPI 評価委員会に向け、KPI の達成状況について、東京都及びコーディネーターに報告していただきます。報告にあたっては、各 KPI 項目の達成状況が客観的に確認できる根拠資料（各種契約書など）や KPI 評価委員会の審査に必要な資料を東京都に提出する必要があります。また、東京都またはコーディネーターが必要と認めた場合は、外部有識者等で構成する KPI 評価委員会に参加していただきます。

6. 協定期間

協定締結の日（令和5年12月頃を予定）から令和7年3月31日までとします。ただし、令和6年度東京都歳入歳出予算に本事業が計上されなかった場合は、その時点で本事業が終了となる場合があります。その場合、東京都からの補償等は致しかねますので、ご了承ください。

7. KPI の設定・評価について

(1) KPI の設定及び申請額の設定

大学等には、応募時に各大学の実情に応じた KPI（指標）を設定していただきます。応募時にはまず初めに、大学発スタートアップ創出に向けた自組織の長期的な計画を

踏まえた上で、本事業の協定期間終了時点における目標を定めてください。その上で、目標を達成するために必要な KPI を年度ごとに定めてください。以下に例を挙げますが、必ずしもこの例のとおりに提案いただく必要はありません。

(ア) 協定期間終了時点における目標の例

①事業化促進型の場合

- ・〇件のシーズを発掘しサポートを実施
- ・〇件のシーズに関する法人設立
- ・〇件のシーズに関し、市場と顧客を特定し、ビジネスモデルを構築する
- ・〇件のシーズに関し、VC・CVC が投資判断できる状態までリーチさせる

②環境構築型の場合

- ・起業に関する学内相談窓口の設置
- ・URA の設置
- ・大学の出資による VC の設立
- ・アクセラレータープログラムの提供開始

(イ) KPI の例

①事業化促進型の場合

- ・ピッチイベントの開催：〇件
- ・PoC の実施：〇件
- ・マーケットリサーチの実施：〇件
- ・経営人材とのマッチング：〇件

②環境構築型の場合

- ・体制整備に必要な人材の雇用：〇人
- ・アクセラレーターとのマッチング：〇件
- ・協力企業とのマッチング：〇件

KPI の設定完了後、各 KPI を達成するために必要な金額を見積もり、KPI 項目ごとの申請額を設定してください。なお、取組内容等の大幅な変更につながるため、目標の見直し・再設定は原則として不可とします。KPI については、事前に東京都の承認を得た場合に限り、見直し・再設定をすることができます。ただし、下方修正は原則不可とし、見直し・再設定する理由等の説明が必要となります。

(2) 基準額及び各大学等の支援上限額の決定

別紙 2 「物的支援の対象となる主な項目一覧」、提出された計画書及び審査委員会による審査結果に基づき、KPI 項目ごとの基準額を決定します。設定された KPI 及び申請額については、その妥当性も含め、審査の対象となります。申請額と基準額には差が生じる可能性がありますのでご注意ください。

基準額の決定後、全ての基準額を合算した各大学等の支援上限額を決定します。公平性及び平等性には十分配慮しますが、各大学等の支援上限額は取組内容に応じて異なりますので、あらかじめご了承ください。

(3) 評価額の算定

各年度末に開催する KPI 評価委員会において、大学等が設定した KPI の達成状況等を確認し、評価額を算定します。

(ア) 年度末の KPI 評価委員会において、KPI の達成状況を定量的に評価し、KPI 項目ごとにその達成率（100%を上限とします。）を算出します。

(イ) KPI 項目ごとに「基準額×達成率」の算式により得られる額を合算した額と、支援上限額のいずれか低い額を評価額とします。

(4) 最終的な物的支援額の決定

(3) で算定された評価額から、「4. (2) 物的支援」で述べた「一部支出金」を控除した金額が、最終的な物的支援額となり、コーディネーターから翌年度の5月頃を目途に物的支援として提供されます。KPI の達成状況により評価額から一部支出金を控除した金額がマイナスとなった場合には、コーディネーターへマイナス分の金額を返還していただくこととなりますので、予めご了承ください。

なお、最終的な物的支援額は、各年度末までに完了している事業を対象とします。

8. 応募方法

(1) 募集期間

令和5年11月9日（木曜日）から同年12月8日（金曜日）17時まで（必着）

(2) 質問の受付

本事業に関する質問は、令和5年11月9日（木曜日）から同年12月8日（金曜日）までの間に、原則として電子メールで受け付けます。ご質問のある方は「11. 申込・問い合わせ先」に記載の「東京都」担当宛に電子メールにて質問事項をお送りください。また、本事業ホームページに別途掲載している「Q&A」もご参照ください。

なお、応募状況や審査内容に関する質問については、お答えしかねます。

(3) 応募様式提出前のプレントリー

応募する意向がある事業者は、令和5年11月22日（水曜日）を目途に「11. 申込・問い合わせ先」に記載の「東京都」担当宛に電子メールでご連絡ください。

なお、プレントリーは事前に大学等の応募意向を確認する趣旨であり、プレントリー後の応募辞退や、プレントリー無しでの応募を妨げるものではありません。

(4) 応募様式の提出

以下の応募様式（※）に必要事項を記入し、「11. 申込・問い合わせ先」に記載の「東京都」担当宛に下表で指定する応募書類の電子データをメールで送付してください（合計データ容量が10MBを超える場合はデータを分けて送付してください）。原本が紙でしか存在しないものについては、スキャンの上、PDFファイルにて送付してください（紙の提出は不要です）。なお、応募書類の提出後、2日（土日祝日除く）経過しても事務局より応募受付完了のメールが届かない場合、「11. 申込・問い合わせ先」に記載の「東京都」担当まで電話にてご連絡ください（応募受付完了のメール

が到着するまでは、応募受付完了となりませんのでご注意ください。)
 ※応募様式は、本事業ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.startupandglobalfinancialcity.metro.tokyo.lg.jp/startup/initiatives/university-startup-support>)

No	書類	分類	提出形式
1	企画書 (注1) ※所定様式	必須	PDF
2	応募フォーム ※所定様式 (注2)	必須	Excel
3	KPI 設定説明書 ※所定様式	必須	Excel
4	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) の類 (写)	必須 (注3)	PDF
5	直近2期の財務諸表 (B/S、P/L、CF 計算書) ※税務署に提出した決算報告書一式	必須 (注4)	PDF

※複数大学等の提携による場合等は、その役割等がわかる体制図を必ず企画書に盛り込んでください。

注1：企画書はプレゼンテーション審査にて使用いただくことを想定しています。支援タイプにより様式が異なります。選択した支援タイプの様式を提出してください。

注2：代表事業者が提出してください。

注3：大学、高等専門学校、専門職大学、大学院、専門職大学院及び短期大学については不要です。

注4：大学、高等専門学校、専門職大学、大学院、専門職大学院及び短期大学については不要です。また、東京都の入札参加資格を有する事業者も不要です。

9. 審査の流れ

(1) 審査方法

有識者等で構成される審査会において、プレゼンテーション審査を行います。

なお、プレゼンテーション審査は12月下旬(予定)に行います。詳細は応募いただいた方に別途連絡します。

(2) 審査基準

以下の基準に基づき審査します。

No	項目	主な内容
1	全体コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に取り組む長期的なビジョンが明確か 提案全体を通じてロジックのある内容になっているか
2	実施計画・KPIの設定	<ul style="list-style-type: none"> 長期的なビジョン・目標達成に向けた、具体的かつ実効性の高い計画か

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等の置かれた現状を踏まえた実現可能性の高い実施内容か ・ 本事業終了後も継続して成果を創出できる計画となっているか ・ 目標の達成に向けた適切な KPI が設定されているか ・ KPI の達成を見込むことのできる取組となっているか ・ 本事業による支援の必要性があるか（支援がなくとも容易に達成できる KPI となっていないか）
3	シーズの将来性 【事業化促進型の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学等が発掘しようとしているシーズは、事業化や起業につながる可能性を有しているか ・ 大学等が発掘しようとしているシーズは、社会課題の解決やイノベーションの創出が期待できるインパクトを有するか
4	大学の抱える支援体制の課題への認識、レベルアップのポテンシャル 【環境構築型の場合】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大学のスタートアップ創出支援体制に対して適切な課題意識を持っているか ・ 本事業において行う予定の新たな試みの必要性について説明できているか ・ 本事業を通じた課題解決により体制のレベルアップを図ることができる見込みがあるか。また、学内の体制構築に向けた協力体制が取られているか
5	実施に向けた主体性	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーディネーターを含め外部の支援も受けながら、大学等の役割を主体的に果たすことのできる体制が構築されているか ・ グループでの応募の場合、各主体が十分に連携して事業を推進する体制となっているか
6	予算計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ KPI の達成に向けて、適切な申請額が設定されているか
7	本事業目的への適合性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的支援を受けるに相応しい内容であるか ・ 大学に眠るシーズを活かした大学発スタートアップの創出を目指す本事業目的の実現に資する内容であるか

(3) 採択者の決定

審査会による審査を踏まえ、採択者を決定します。

10. 留意事項

(1) 大学等は、支援の実施にあたり、本要項及び協定書に記載の内容並びに各種関係法令等を遵守する必要があります。

(2) 応募に要する費用について、東京都及びコーディネーターは負担しません。また、

応募書類は返却しませんので、予めご了承ください。

- (3) 応募様式等は日本語で記載してください。
- (4) 審査の結果、採択された大学等には、その旨を通知します。東京都と協定を締結し、令和5年12月頃からの事業開始に向けて準備をしていただきます。
- (5) 本事業の内容・結果のうち公表可能な部分については、普及啓発のため、原則、東京都により公表される予定ですので予めご了承ください。
- (6) 東京都が企画するイベントでの登壇等、本事業の情報発信等にご協力いただく場合がありますので、予めご了承ください。
- (7) 以下の場合には審査対象外とさせていただきます場合がありますので、予めご了承ください。
 - ・応募者が、法令等もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれのある場合
 - ・応募内容に不備がある場合
 - ・応募者が、応募に際して虚偽の情報を記載し、その他東京都またはコーディネーターに対して虚偽の申請を行った場合
- (8) 応募にあたって提供いただく個人情報や機密を含む情報は、守秘義務を有する東京都、コーディネーター及びコーディネーターの業務委託先に必要な範囲で利用されます。法令に基づく場合を除き、個人情報を含む情報は事前の承認なく東京都、コーディネーター及びコーディネーターの業務委託先以外の第三者に提供することはありません。採択後は、事業実施に当たり守秘義務を伴う協定を締結します。
- (9) 事業の推進に関して不適切であると東京都が判断した場合には、実施途中で協定を解除する場合がありますのでご注意ください。
- (10) 事業の遂行過程で生じる著作権、特許権等の知的財産権及びその他一切の権利はその発生と同時に大学等に帰属します。
- (11) 事業の実施に当たっては、令和5年11月27日より有楽町でプレオープンする「Tokyo Innovation Base (TIB)」を積極的に活用してください。(※TIBにおいて、TIB公認のイベントやプログラムを実施するにあたっては、別途 [TIB パートナーへのお申し込み](#)が必要となります。)

11. 申込・問い合わせ先

本事業への申込・お問い合わせは以下までお願いします。(審査経過・審査結果等に関する問い合わせには応じられません。)

【東京都】(申込・本事業全般に関するお問い合わせ)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

スタートアップ・国際金融都市戦略室 戦略推進部

メールアドレス：S1130102@section.metro.tokyo.jp

電話番号：03-5000-3472、03-5000-1098

【コーディネーター】（伴走支援の内容に関するお問い合わせ）

〒182-8585

東京都調布市調布ヶ丘一丁目5番地1

株式会社キャンパスクリエイト

オープンイノベーション推進部

メールアドレス：open-innovation@campuscreate.com

電話番号：042-490-5728